

## 山口県立病院機構 業務方法書について

## 1 業務方法書の意義

業務方法書とは、法人の目的、基本方針、業務内容が記載され、定款に規定する業務を補足する形でまとめたものであり、法人の業務開始の際、作成しなければならない。

## ＜参考＞

○地方独立行政法人法

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○山口県立病院機構定款

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 2 作成の手続き

業務方法書を作成又は変更するときは、知事の認可を受けなければならない。認可にあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。また、認可後は遅滞なく公表しなければならない。

## ＜参考＞

○地方独立行政法人法

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

## 3 記載すべき事項

業務方法書に記載すべき事項は、県(設立団体)の規則で定めることとなっている。

## ＜参考＞

○地方独立行政法人法

第22条

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

○地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(案)  
(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第2項、第26条第1項、同条第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第41条、第44条並びに第46条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営に関する基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項